

建造物から独立した広告の許可基準

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家 広告 物	禁 止 地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積は、5㎡以下 2 上端の高さは地上から7m以下 3 設置個数のうち3個までのもの 4 道路路上に突き出さないこと (別表第2第1号) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積は、10㎡以下 2 上端の高さは地上から10m以下 3 設置個数は4個以下であること。 4 道路路上に突き出る場合は、下端の高さが、歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 (別表第1第2号)
	許 可 地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積は、10㎡以下 2 上端の高さは地上から10m以下 3 設置個数のうち4個までのもの 4 道路路上に突き出さないこと (別表第2第1号) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積は、60㎡以下 2 上端の高さは地上から10m以下 3 道路路上に突き出る場合は、下端の高さが、歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 (別表第1第1号)
一 般 廣 告 物	禁 止 地 域	一般広告物は、禁止地域には表示(設置)できません。 (適用除外を除く)	
	許 可 地 域	一般広告物は、許可を得て設置(表示)してください。 (適用除外により許可不要なものを除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積は、10㎡以下 2 上端の高さは地上から10m以下 3 道路路上に突き出していないこと。 4 用途地域外において、最大面積の色の彩度が6を超えないこと。 (別表第1第1号)

広告物の上端に照明設備があるときは、その照明の上端までを高さとします。
平成23年の埼玉県屋外広告物条例施行規則の改正により、許可のいない「建造物から独立した広告物」の種類の区別がなくなりました。これにより自家広告物の場合、その種類に関係なく、禁止地域では3個まで、許可地域では4個までは上記の要件を満たしてれば許可の必要はありません。

例 許可地域において10㎡以下の広告物を6個設置する場合
許可不要である4個を除いた2個(申請者が任意で選択)について、許可申請が必要になります。